募　集　案　内

広島県住宅供給公社は，公社管理の賃貸住宅，賃貸施設，駐車場において，管理業務を行っています。

公社では，これらの住宅の空家補修工事及びその他修繕工事について，安価で均質かつ迅速な対応が可能な事業者を募集します。

指定を希望される事業者は，この案内をよくお読みいただき，内容を御理解・御承諾の上，申請してください。

○　募集日程

- **募集公表期間**　令和５年１２月１５日（金）～令和６年 ２ 月１５日（木）
- **申請書配布期間**　令和５年１２月１５日（金）～令和６年 ２ 月１５日（木）
- **受付期間**
  - **持参の場合**　令和６年 １ 月１５日（月）～令和６年 ２ 月１５日（木）
  - **郵送の場合**　令和６年 １ 月１５日（月）～令和６年 ２ 月１５日（木）
    当日の消印有効

○　募集対象業種について

次の業種（工種）を担当される事業者を募集します。

なお，今回の募集により指定を受けた場合，その有効期間は令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間となります。

募集対象業種	建設業法上の業種区分等	工　　種
建　　築	建築工事業	空家補修等建築関係，外壁補修・防水等建築関係
電気設備	電気工事業	電気関係，昇降設備関係，テレビ関係
機械設備	管工事業	ガス関係，空調関係，消防設備関係，衛生関係
そ の 他	各種必要に応じて	土木関係，造園関係，清掃等関係，その他

○　申請書提出先

①　持参の場合
広島市中区大手町二丁目１１番１５号新大手町ビル３階
広島県住宅供給公社（℡082-248-2275）

②　郵送の場合
〒730-0051
広島市中区大手町二丁目１１番１５号
広島県住宅供給公社

※１　郵送の場合は「簡易書留」「特定記録郵便」または「レターパック」により送付してください。

※２　指定された業者には，令和６年３月末ころに「指定通知書」を郵送します。

○　応募資格について

指定業者として指定を受けるためには，次の条件を満たしていることが必要です。

①　広島県内に事業所等を有していること。

②　法律等に基づき営業許可等を必要とする業種については，その許可を受けていること。

③　広島県税について滞納がないこと。

④　公社の勤務時間のほか，緊急時においては，夜間・休日を問わず，迅速に修繕工事等を実施できる体制を備えていること。

⑤　担当しようとする工種について，過去５年間に公営住宅等（県営住宅，市町営住宅，雇用促進住宅，公社賃貸住宅，都市再生機構賃貸住宅及び県職員住宅等）に係る施工実績があること。

⑥　入居者又は退去者と連絡・調整を行い，入居者等の意向を確認の上，修繕工事等を実施できること。

○　提出書類

①　指定業者指定申請書

②　法律等により許認可証を必要とする業種にあっては，それを証明する書面の写し

③　広島県税について滞納がないことを証した書面又はその写し

④　工事履歴書

※　①「指定業者申請書」及び②「工事履歴書」は，指定業者の募集のページからダウンロードできます（ＷＯＲＤ及びＰＤＦ形式）。

納税証明書について

申請の際に必要となる「広島県税について滞納がないことを証した書面又はその写し」については，広島県の各県税事務所で，県税の滞納がないという証明（滞納なし証明）の交付を受け，その原本又は写しを提出してください。

また，課税されていない場合は，課税がないという証明（課税なし証明）の交付を受け，その原本又は写しを提出してください。

なお，上記の証明の有効期限は，**指定業者指定申請日からさかのぼって３か月以内に交付を受けたものとします**（証明日が指定業者指定申請日より３か月以上前であると無効となります。その場合は再度交付を申請して，新たに交付されたものを添付して提出してください。）。

※　県税事務所で滞納なし証明等を申請する際の注意事項

金融機関等で納税をしても，各県税事務所で納税の確認ができるまでに，通常１～２週間程度かかります。したがって，納税後２週間以内に，各県税事務所に滞納がないという証明の交付を申請する際には，必ず領収証書を持参してください。

滞納なし証明，課税なし証明いずれも交付に際しては，証明手数料として１件につき４００円が必要となります。

○　指定業者の業務

今回の募集により指定業者となった事業者は，公社の発注により，空家補修工事及びその他修繕工事を随時行っていただくことになります。※1

これらの業務の契約締結までの流れは次のようになります。※2

※１　指定業者となることは，公社業務の受注を保証するものではありません。次のとおり，原則，指定業者の中から公社が２者以上を選定する，いわゆる「見積合わせ」の方式によること，また，業種（工種）によっては，指定期間中に修繕工事等の発注がないこともあります。

※２　特殊な技術，機器又は設備等を必要とするもの，その他修繕工事のうち軽易なものや緊急を要するものについては，公社が選定した指定業者１者又は指定業者以外の業者に工事の実施を依頼する場合もあります。

(1) 空家補修工事の場合

①　公社が補修箇所等を調査し，補修設計書等を作成します。

②　指定業者の中から，公社が２者以上の指定業者を選定し，工事の概要や現地説明の日程等を連絡します。

③　現地説明実施後，見積書を提出していただきます。

④　最も低い価格を提示した指定業者と契約を締結します。

(2) その他修繕工事の場合

① 公社が補修箇所等を調査し，補修設計書等を作成します。

② 指定業者の中から，公社が２者以上の指定業者を選定し，工事の概要を連絡します。

③ 補修設計書等により，見積書を提出していただきます。

④ 最も低い価格を提示した指定業者と契約を締結します。